

浜松市告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年8月3日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年8月3日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（三方原）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月3日

浜松市長 中野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	根洗3号線	浜松市中央区根洗町 319番5	前	最小 6.00m ～ 最大 9.28m	1.80m
			後	最小 6.00m ～ 最大 9.30m	